

「三条市立地適正化計画（案）」における主な改定内容

1. 改定の背景・目的

- ・令和2年6月の都市再生特別措置法改正により立地適正化計画の記載事項に「防災指針」を位置付け
- ・「三条市都市計画マスタープラン」をはじめとした上位・関連計画の策定・改定
- ・概ね5年ごとの中間評価（必要がある場合は見直し）

⇒今回改定では新たに防災指針を作成するとともに、その内容を踏まえた誘導区域の精査を行うほか、上位・関連計画の改定や中間評価に伴い、目指す都市構造や目標値等について見直しを行う

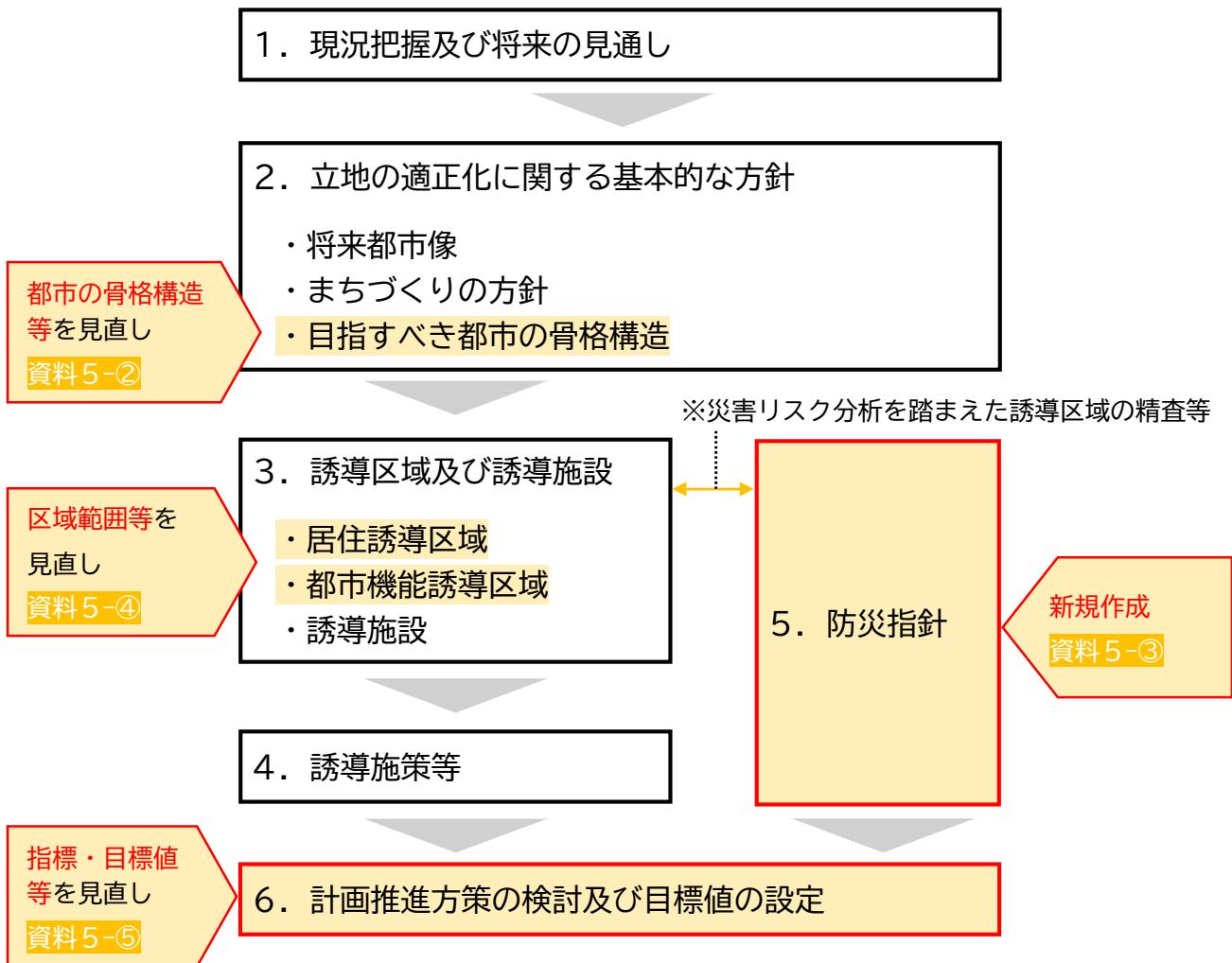


図 立地適正化計画の全体構成と主な改定内容